

岡崎市子ども・子育て支援事業計画の骨子について

1. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定することが定められており（子ども・子育て支援法第60条）、また、市町村は国の定める基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています（子ども・子育て支援法第61条）。

第1回子ども・子育て会議（資料4 子ども・子育て支援事業計画の概要）において、計画の策定の全般的事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載することや、子ども・子育て支援事業計画において定めなければならない「**必須記載事項**」と、地域の実情に応じて定めることとする「**任意記載事項**」があることを確認しています。

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

<市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する必須記載事項>

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

<市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項>

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

「子ども」について(子ども・子育て支援法第6条)

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

「子ども・子育て支援」について(子ども・子育て支援法第7条)

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

参考 少子化対策関連法における基本理念

<少子化対策基本法(平成15年7月30日法律第133号)>

少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

- 2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。
- 3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。
- 4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

<次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日法律第120号)>

「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

<子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)>

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

2. (仮称)岡崎市子ども・子育て支援事業計画体系骨子案(計画構成案)

第1章	計画策定にあたって
(1) 計画策定の趣旨 (2) 計画の位置づけ (3) 計画期間 (4) 計画策定の方法	
第2章	岡崎市の子ども・子育てを取り巻く現状
(1) 統計によるまちの現状 ●人口、世帯の推移 ●児童数の推移及び今後の動向 ●出生数や出生率の推移 等 (2) 市民意識調査結果 ●就学前・小学生児童の結果 ●保育所・幼稚園職員の結果 ●事業所の結果 等 (3) 岡崎市児童育成支援行動計画 (4) 課題と方向性	
第3章	基本理念・基本目標
(1) 基本理念～めざす子どもの姿～ (2) 基本目標 (3) 基本的な視点	
第4章	子ども・子育て環境の整備(子ども・子育て支援法に基づく必須記載事項)
(1) 教育・保育の提供区域の設定 (2) 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み ・幼児期の学校教育の需要 ・保育の需要 ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり等の需要 ・延長保育、病児・病後児保育の需要 ・放課後児童クラブの需要 ・妊婦健診の需要 等 (3) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と提供体制 (4) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策 (5) 都道府県計画に盛り込まれる内容のうち、中核市が処理することとされている事項	
第5章	子ども・子育て支援の展開(岡崎市における子育て支援に関する総合的指針)
岡崎市児童育成支援行動計画の「基本目標>基本的な視点>基本施策」を再編して設定	
第6章	推進体制
(1) 計画の点検・評価 (2) 推進体制 (3) 広域的な連携	

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
⇒これまでの少子化対策等、子ども・子育てに関連する国の動向を含め、本計画の策定の趣旨や背景を示します。
- 2 計画の位置づけ
⇒子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法との関係性など法的根拠並びに岡崎市総合計画や関連計画との関係性を示します。
- 3 計画期間
⇒平成27年度から平成31年度までの5年間とします。
- 4 計画策定の方法
⇒計画策定過程における調査や協議の手法等を示します(子ども・子育て会議、市民意識調査、庁内ヒアリング、検証ヒアリング、パブリックコメント等)。

第2章 岡崎市の子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 統計によるまちの現状
⇒人口や各種世帯の推移、出生数や合計特殊出生率の推移、未婚状況、児童(保育園・幼稚園)数と定員数の推移など、グラフや表を活用し、本市の現況をまとめます。
- 2 市民意識調査結果
⇒実施した4種の市民意識調査結果からみる子どもに関する意識部分を抜粋し、グラフ等を活用しながら掲載します。
- 3 岡崎市児童育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)
⇒行動計画(平成17年度～平成26年度)の取り組み実績などをまとめます。
- 4 課題と方向性
⇒統計や市民意識調査、行動計画の進捗状況などから本市の課題と本計画に踏まえるべき方向性を示します。

第3章 基本理念・基本目標 ※行動計画の理念・目標を継承します。

- 1 基本理念(本市がめざすべき姿)
⇒行動計画の基本理念である「社会全体による子育て・子育てできる環境の実現」に向けて着実な取り組みに努めてきましたが、子育て家庭、地域住民、事業者、行政が一体となって子育てできる環境を整備し、安心して子どもを生み、育てることに夢や希望を持つことのできる社会を実現するためには、継続的かつ一層の積極的な取り組みが重要であるという見地により設定します。
- 2 基本目標(理念を実現するための基本的な目標)
⇒行動計画の3つの基本目標並びに、国の基本指針における子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえて設定します。
- 3 基本的な視点
⇒行動計画に設定された基本目標の実現に寄与する9つの視点について、第2章で示す課題や方向性に基づいた点を反映、追記等の修正を加えて設定します。

第1章	計画策定にあたって
(1) 計画策定の趣旨 (2) 計画の位置づけ (3) 計画期間 (4) 計画策定の方法	
第2章	岡崎市子ども・子育てを取り巻く現状
(1) 統計によるまちの現状 ●人口、世帯の推移 ●児童数の推移及び今後の動向 ●出生数や出生率の推移 等 (2) 市民意識調査結果 ●就学前・小学生児童の結果 ●保育所・幼稚園職員の結果 ●事業所の結果 等 (3) 岡崎市児童育成支援行動計画 (4) 課題と方向性	
第3章	基本理念・基本目標
(1) 基本理念～めざす子どもの姿～ (2) 基本目標 (3) 基本的な視点	
第4章	子ども・子育て環境の整備(子ども・子育て支援法に基づく必須記載事項)
(1) 教育・保育の提供区域の設定 (2) 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み ・幼児期の学校教育の需要 ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり等の需要 ・放課後児童クラブの需要 ・保育の需要 ・延長保育、病児・病後児保育の需要 ・妊婦健診の需要 等 (3) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と提供体制 (4) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策 (5) 都道府県計画に盛り込まれる内容のうち、中核市が処理することとされている事項	
第5章	子ども・子育て支援の展開(岡崎市における子育て支援に関する総合的指針)
岡崎市児童育成支援行動計画の「基本目標>基本的な視点>基本施策」を再編して設定	
第6章	推進体制
(1) 計画の点検・評価 (2) 推進体制 (3) 広域的な連携	

第4章 子ども・子育て環境の整備(子ども・子育て支援法に基づく必須記載事項)

- 1 教育・保育の提供区域の設定
⇒人口や地理的状況、公的機関、教育・保育の利用及び施設整備状況なども踏まえながら「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(教育・保育の提供区域)」を設定します(これまで、行政区を基本とした8区域とした場合の検討を行っています)。
- 2 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み

⇒人口推計や当該事業の特性、実績及び市民意識調査結果等による「量の見込み」についての考え方をまとめ、これまでの利用実績の推移や確保方策などを考慮した上で、各年度別の「量の見込み」を示します。

■量の見込みの表の掲載イメージ

	1年目			2年目			3年目					
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり			
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人			
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)			300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(※2)					20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0			

- 3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と提供体制
⇒地域子ども・子育て支援事業に該当する事業について、市民意識調査の結果やこれまでの実績を踏まえて、各年度別の「量の見込み」を決定します。各事業の実態に応じ、提供区域を行政区あるいは市全域とするかなども踏まえて設定を行います。
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
⇒質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策や、幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(幼保小連携)の取り組みの推進など、本市の考え方をまとめます。また、認定こども園に対する考え方や取り組み方針などの方向性も示します。
- 5 都道府県計画に盛り込まれる内容のうち、中核市が処理することとされている事項
⇒事業従事者の確保策、質向上のために講ずる研修等、都道府県計画の内容を検証し、本市における各事業に応じた方策についてまとめます。

第5章 子ども・子育て支援の展開(岡崎市における子育て支援に関する総合的指針)

⇒基本施策は、上位計画である岡崎市総合計画後期基本計画(平成27~32年度)において、子ども・子育て支援分野がその体系を横断する重要な取り組みであることを明確にします。

【参考】 岡崎市総合計画基本計画体系

- ・市民生活・地域社会の充実
- ・都市基盤・生活基盤の整備
- ・保健・医療・福祉の充実
- ・教育・文化の振興
- ・環境共生都市の実現
- ・自律した都市経営の実践
- ・経済の振興

⇒施策体系は、行動計画の体系を基本とし、第3章の基本的な視点を踏まえ、基本目標を実現するための施策としての分類等を精査し、最終的な基本施策体系をまとめます。

第6章 推進体制

⇒計画の推進に向けた体制ならびに計画の点検・評価について記載します。また、庁内体制及び子ども・子育て会議の関与や都道府県事業計画との連携事項についてまとめます。

基本理念

はばたく夢 子どもとともに育つ都市 大好き おかざき

次代を担う子どもたちが豊かな人間性を育み、自らたくましく成長するため、家族や地域の中で子どもたちの自主性を尊重し、安全にいきいきと学び遊べる環境を実現するため、子育て家庭、地域住民、事業者、行政が一体となって社会全体で子育て・子育てできる環境をつくり、誰もが安心して子どもを生み、子育てに夢や希望を持つことができる取り組みを進めます。

1 「子どもが いきいきと 育つまち」

～子どもがたくましく生きていく力を養う～

【子どもの視点】

子どもの最善の利益が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障される取り組みを進めます。

【次代の親づくりという視点】

子どもは次代の親であるという認識のもとに、家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられるよう、長期的な視野に立った子どもの健やかな育ちと子育てを支える取り組みを進めます。

【サービス利用者の視点】

多様化する子育て家庭の生活環境や子育て支援サービスへのニーズに対応できるよう、良質かつ適切な内容及び水準のサービスを提供します。

基本施策

- ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - 21世紀教育ビジョン推進計画
 - 動物行政推進計画
 - スポーツ振興計画
 - 生涯学習推進計画
 - 子ども読書活動推進計画
 - 環境基本計画
- ・困難を抱える子どもや保護者へのきめ細かな取り組みの推進（旧 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進）
 - DV対策基本計画
 - 多文化共生推進基本指針
 - 障がい者基本計画
 - 障がい福祉計画

2 「家族が ともに 育つまち」

～家族が支えあい、子育てに喜びを感じる～

【社会全体による支援の視点】

父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し子どもの育ちと子育てを支援する取り組みを進めます。

【仕事と生活の調和実現の視点】

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できるよう、関係者が連携し仕事と生活の調和を進めるとともに、経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境整備を進めます。

【すべての子どもと家庭への支援の視点】

すべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するサービスの充実を図ります。

基本施策

- ・母性及び乳幼児などの健康の確保及び増進
 - 健康おかざき21計画※（※健やか親子包含）
 - 食育推進計画
 - 地域医療計画
- ・職業生活と家庭生活との両立の推進
 - 男女共同参画基本計画
 - ウイズプランおかざき
 - 商工振興計画
- ・子育てを支援する生活環境の整備
 - 防犯活動行動計画
 - 交通安全計画

3 「地域が すすんで 支えあうまち」

～地域が子どもや家庭をあたたく応援する～

【地域における社会資源の効果的な活用の視点】

地域の人材である子育てに関する活動を行う市民活動団体や民間事業者、民生委員・児童委員、地域に貢献している高齢者など、様々な社会資源、各種の公共施設を十分かつ効果的に活用していきます。

【サービスの質の視点】

子どもの最善の利益の実現を念頭に、幼児期の学校教育・保育の提供体制及び子ども・子育て支援事業のサービス供給量を適切に確保し、サービスの質の確保・向上、人材の資質の向上を図ります。

【地域特性の視点】

地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育施設等の地域資源の状況を踏まえ、地域固有の資源や財産を効果的に活用した各種取り組みを進めます。

基本施策

- ・地域における子育て支援
 - 市民協働推進計画
 - 地域福祉計画
- ・子どもの安全の確保
 - 防犯活動行動計画
 - 交通安全計画
 - 21世紀教育ビジョン推進計画

平成27年4月～

「おかざきっ子 育ちプラン」

子ども・子育て支援事業計画

岡崎市児童育成支援行動計画（平成17年度～平成26年度）の後継計画として

国の示している子ども・子育て支援法に基づく基本指針における理念 と児童育成支援行動計画における理念や視点は基本的に合致していることから、基本理念及び基本目標は岡崎市のめざすべき姿として継承します。

子育て支援施策の総合的な指針であることを明確にするため児童育成支援行動計画の施策体系（基本施策）は、3つの基本目標に基づいた体系に再編します。再編にあたっては岡崎市総合計画と連携した、市全体で推進する取り組みであることが明示できるよう配慮します。

●児童育成支援行動計画（後期計画）策定後の社会環境変化等への対応について

- ・「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の包含（母子及び寡婦福祉法第12条）、「第2次健康おかざき21計画における健やか親子分野」との連携
- ・「岡崎市地域福祉計画」及び「21世紀教育ビジョン推進計画」との調和（子ども・子育て支援法第61条）
- ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への対策（子ども・若者育成支援対策推進法、子どもの貧困対策推進法）

など、基本施策体系において配慮を要する事項については、施策の追加、変更など位置づけについて検討を行います。